

教 渉 第 1 7 9 号
平成23年3月28日

各教育局長 様

教育職員局参事（渉外）

職員団体との交渉について（通知）

このことについて、道教委が昨年実施した教職員の服務規律等の実態に関する調査において、職員団体との交渉にかかわり、学校や市町村教育委員会において、管理運営事項と認識していながら交渉として応じているものや、勤務条件に関する事項と判断して交渉として応じてはいるが必ずしも勤務条件とは言い難いものが見られたところです。職員団体との交渉が適切に行われるためには、地方公務員法などの関係法令に基づき一定のルールにより行う必要があります。

ついては、各道立学校及び各市町村教育委員会に対し、別紙1により改めて職員団体との交渉の考え方や進め方を周知するとともに、前述の調査において報告のあった交渉事項のうち、勤務条件とは言い難いものについて別紙2のとおり考え方を整理しましたので、参考とするよう送付願います。

（渉外グループ）

職員団体との交渉などについて

1 職員団体について

(1) 職員団体

職員団体とは職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

公務員は、憲法第28条の下、原則的には労働基本権は保障されているが、その職務の公共性から制限を受けており、職員により組織される職員団体については、労働組合の労働3権（団結権、交渉権、争議権）について制限がある。

【地公法第52条第1項】

(2) 職員団体の登録

登録は、人事委員会又は公平委員会が職員団体が形式的に法に定める要件を具備していることを確認し公証する制度である。地方公共団体の当局は、登録団体から適法な交渉の申し入れがあれば、これに応ずべき地位に立つものとされるほか在籍専従職員設置の許可が認められている。

【地公法第53条第1項、同法55条第1項、同法55条の2第1項】

2 職員団体との交渉について

(1) 職員団体との交渉

地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申し入れがあれば、これに応ずべき地位に立つものとされている。

【地公法第55条第1項】

(2) 交渉の対象

交渉の対象となる事項は、職員団体の目的から明らかとなっており、職員の勤務条件に関する事項であるが、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、地方公共団体の当局が自らの判断と責任において執行すべきものであるから、交渉の対象とすることはできない。

【地公法第55条第3項】

(3) 交渉の主体

職員団体が交渉することができる地方公共団体の当局とは、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とされている。

「交渉事項について適法に管理し、又は決定する」というのは、その交渉事項について調査研究し、企画し、立案することが、法令の規定に照らして、その当局の任務の範囲内にあると解され、又は交渉事項について法令の規定により、その当局が何らかの決定をすることが認められていることである。

具体的には、例えば勤務時間の短縮が交渉事項であるならば、勤務時間条例を実質的に企画し、立案する権限を有する都道府県の教育委員会が当局となり、また、勤務時間の割り振りに関しては、校長に権限が与えられていれば、校長が交渉の当局となる。

【地公法第55条第4項】

3 学校等における職員団体との交渉について

(1) 学校における職員団体との交渉となる事項は、教職員の勤務条件に関する事項であり、主任等の命課、国旗・国歌の実施などの管理運営事項や学校職員評価の制度にかかわる事項など校長の権限外的事项を対象としてはならない。

【地公法第55条第3項】

(2) 交渉の対象となる勤務条件と、交渉の対象とならない管理運営事項とが密接に関連する場合も想定されるが、この場合にあっても、管理運営事項そのものは交渉の対象となるものではなく、勤務条件と明確に区別して対応すること。例えば、人事異動命令に伴う職員住宅の貸与は勤務条件であるが、人事異動は管理運営事項であることから、職員住宅貸与の基準に関連して問題がある場合には、職員住宅貸与の基準については交渉事項とすることができるが、人事異動命令そのものは交渉事項とならない。

ア 校長の権限に属する勤務条件の具体例としては、次のようなものがあること。

- 職員の勤務時間
- 時間外勤務
- 休暇
- 執務環境の整備 など

イ 学校における管理運営事項の具体例としては、次のようなものがあること。

- 校務分掌の決定（主任等を含む校務分掌は管理運営事項であり交渉事項とならない）
- 教育課程の編成（国旗・国歌の指導に関することは管理運営事項であり交渉事項とならない）
- 内部規定の制定
- 教材の採択
- 生徒の休業日の設定
- 有給欠勤の承認
- 所属職員の任免その他の進退に関する意見の申し出
- 非常勤講師の任用 など

ウ 市町村教育委員会が決定すべき管理運営事項の具体例としては次のようなものがあること。

- 指導主事の学校訪問の要請
- 各種指定事業への応募、申請
- 全国学力・学習状況調査の実施
- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の実施 など

(3) 職員団体の分会（分会長）は当然には交渉の当事者となるものではなく、特定の事項について交渉の当事者とされた場合であっても、権限の有無について紛議が生じることのないよう、職員団体の執行機関からの文書による委任が必要とされている。

委任については、特定の事項について交渉する適法な委任を文書で証明できるものでなければならないとされ、要式行為であるとされており、この趣旨を

踏まえ、権限の有無について紛議が生じることのないよう、本交渉の開始前に職員団体の執行機関からの文書による委任状の提示を求めること。

【地公法第55条第5項、同法55条第6項】

(4) 交渉を進める上での注意事項

ア 職員団体から交渉の申し入れがあった場合は、申し入れ事項が交渉の対象となる事項か適切に判断すること。

イ 職員団体の分会（分会長）が交渉の当事者とされた場合であっても、権限の有無について紛議が生じることのないよう、本交渉の開始前に職員団体の執行機関からの文書による委任状の提示を求めること。

ウ 必ず予備交渉を行い、員数、議題、時間、場所等についてあらかじめ取り決めること。

【地公法第55条第5項】

エ 交渉に当たっては、校長一人で対応することなく、可能な限り教頭等の管理職も同席し、交渉日時や出席者、内容等を記録しておくこと。

4 適法な交渉以外の話し合いについて

学校における分会との話し合いであっても、その秩序を確保する観点から、地方公務員法第55条の定めにした手続きによることが適当であること。

また、次の事項に留意して実施すること。

(1) その趣旨を明らかにし、交渉と誤解されることのないように行うこと。

(2) 一定の結論を導き出すことを目的とするものではなく、協定、覚書、確認書などを取り交わすことはできないものであること。

(3) 質問に対する回答等は、主体性を持って行い、指摘・確認などの形で行わないこと。

(4) 見解などを求められた場合は、従前の取扱いを安易に追認することなく、法令等に基づき適切に対応する旨を回答すること。

(5) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（いわゆる「ながら条例」）第1号の適用がないことから、勤務時間外に行うことが必要である。

5 留意事項

職員団体対応にかかわっては、別添の関係通知等の内容に十分留意すること。

別添

事 項	関係通知等	関係通知等の趣旨（職員団体対応）
主任等の命課	「主任等の命課について」H22.12.22 学校教育局長通知	○主任等の命課、校務分掌の決定 ・主任等を含む校務分掌は管理運営事項であり、交渉事項ではないことなど
国旗・国歌	「入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について」H22.2.24 義務教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長、教育職員局参事通知	○国旗・国歌にかかる交渉 ・国旗・国歌の取扱いについては交渉事項としないことなど
	「入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について」H22.3.18 義務教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長、教育職員局参事通知	○国旗・国歌にかかる交渉 ・国旗・国歌の指導は管理運営事項であり、交渉事項とはしないものであること
	「今後の北教組との国旗・国歌の取扱いに関する話し合いについて」H22.5.24 教育長通知	○国旗・国歌に関する北教組との話し合い ・国旗・国歌の取扱いに関し、北教組との話し合いには応じないこと
追認行為	「北教組の定期大会議案書における事実と異なる記載について」H22.7.15 教育職員局参事（渉外）通知	○左記の議案書（H21 年）における、すでに廃止、破棄された「確認書」等の記載
	「北教組の定期大会議案書における事実と異なる記載について」H22.11.25 教育職員局参事（渉外）通知	○左記の議案書（H22 年）における、すでに廃止、破棄された「確認書」等による追認に対する適切な対応
会議室等の使用	「道立学校における会議室等の使用について」H23.3.24 施設課長、高校教育課長、特別支援教育課長、義務教育課長通知	○校務以外の会議室等の使用 ・書面による手続きの明確化など

服務規律調査で報告があった交渉事項のうち勤務条件とは言い難い事項

区分	件名	内容	理由
学	勤勉手当	上位区分の割り当て人数の問い合わせ	上位区分の人数枠は管理運営事項である
		同一人物を連続して上位区分に判定しないこと	判定は校長権限による管理運営事項である
	長期休業期間中の校外研修	校外研修の承認	校外研修の承認は校長権限による管理運営事項である
		報告書を提出するなどの手続き	承認に係る事務手続きは管理運営事項である
	校務分掌の決定	一方的な決定ではなく、教職員個々の意志・希望を考慮する	校務分掌の決定は校長権限による管理運営事項である
		校務分掌の決定は職員会議によること	校務分掌の決定は校長権限による管理運営事項である
	主幹教諭の配置	分会と協議した配置とする	主幹教諭の配置は管理運営事項である
	学校職員評価	学校職員評価が給与等に反映されないことの確認	制度については、校長が交渉当事者とならない
	国旗・国歌	国旗・国歌の強制	国旗・国歌の実施は校長権限による管理運営事項である
		国旗の式次第、掲揚場所	国旗の掲揚場所、式次第の決定は校長権限による管理運営事項である
	主任命課	主任命課の手順	主任の命課は校長権限による管理運営事項である
	指導主事訪問	訪問日程等の決定	指導主事訪問日程の決定は、校長権限による管理運営事項である
	教育課程	教育課程の主体的編成	教育課程の編成は校長権限による管理運営事項である
	学校運営	憲法、学校教育基本法の考え	勤務条件ではない
		自主・自立を尊重した職場づくり	学校運営は校長権限による管理運営事項である
		基本的な学校運営方針の確認	学校運営は校長権限による管理運営事項である
教頭の位置付け	教頭の位置付け、適格者の基本	勤務条件ではない	
人事異動	職員個々の希望や意志を尊重した人事	人事異動は管理運営事項である	
賃金確定闘争	ストライキの通告	勤務条件ではない	
初任者研修	初任者研修の問題点や校内での改善点	初任者研修の実施は管理運営事項である	
市町村教育委員会	給与の独自縮減	道の独自縮減の撤回と実損の回復	交渉の当事者ではない
	勤勉手当	上位区分に連続して適用しないなどの判定方法	判定は市町村教育委員会権限による管理運営事項である
	学校職員評価	学校職員評価が給与等に反映されないことの確認	制度については、市町村教育委員会が交渉当事者とならない
	教頭昇任	教頭人事に関する考え方	人事は管理運営事項である
	10年経験者研修	研修内容や実施方法	研修内容の決定や実施方法は管理運営事項である
	長期休業期間中の校外研修	校外研修の承認	校外研修の承認は校長権限による管理運営事項である
	国旗・国歌	国旗・国歌の強制	国旗・国歌の実施は管理運営事項である
	主任命課	一方的な命課をしないことなどの命課方法	主任の命課は校長権限による管理運営事項である
	全国学力・学習状況調査	抽出調査の強制、結果の公開	調査の実施は管理運営事項である
	巡回指導教員活用事業	巡回指導教員の配置、活用	巡回指導教員の配置、活用は管理運営事項である
	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーの配置・活用	スクールカウンセラー活用事業の実施は管理運営事項である
	時間外勤務の縮減	時間外勤務縮減策の決定、実施	縮減策の決定、実施は管理運営事項である
	理科支援員等配置事業	講師の選定など事業の実施	事業の実施は管理運営事項である
	学校運営研修会	研修内容や実施方法	研修内容の決定や実施方法は管理運営事項である
	教科書採択	教科書採択の進め方、展示会の開催	教科書採択は管理運営事項である
	教職員の選挙運動	選挙運動調査	調査の実施は管理運営事項である
	外国語活動研修事業	研修事業の公募など事業の実施	事業の実施は管理運営事項である
	フッ化物洗口	フッ化物洗口の導入	フッ化物洗口の実施は管理運営事項である
		普及事業の実施方法	事業の実施は管理運営事項である
	勤務時間の割り振り	割り振りの考え方	勤務時間の割り振りは校長権限である
	金銭事故防止	事故防止マニュアルの強制	金銭事故防止対策の実施は管理運営事項である
	指導不適切教員の指導研修	指導研修の実施	指導研修の実施は管理運営事項である
	賃金確定闘争	ストライキの通告	勤務条件ではない
	生徒指導研究協議会	協議会の内容、参加の強制	協議会の実施は管理運営事項である
	子どもの心に響く道徳教育推進事業	事業への応募	事業の実施は管理運営事項である
	発達段階に応じたキャリア教育支援事業	事業への応募	事業の実施は管理運営事項である
	教師の指導力向上セミナー	参加の強要	事業の実施は管理運営事項である
	家庭の教育力向上セミナー	参加の強要	事業の実施は管理運営事項である